令和7年度 龍ヶ崎労働基準監督署
～ 取 組 の 紹 介 ～

龍ヶ崎労働基準署からのお知らせはこちら→→→
https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ryuugasaki.html

厚生労働省労働基準局
広報キャラクター　たしかめたん

1　管内の産業状況

当署の管轄する事業場数は7,424事業場、労働者数が約103千人です。多くの大手企業の工場が立地しているほか、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市には工業団地も形成されています。

業種別では商業、製造業、建設業、接客娯楽業、保健衛生業の順に多くなっています。管内の特徴として、競走馬の飼育があり、美浦トレーニングセンターでは約１００の厩舎で2,200頭の競走馬の飼育・調教が行われています。

業種別事業場数（7,424事業場）

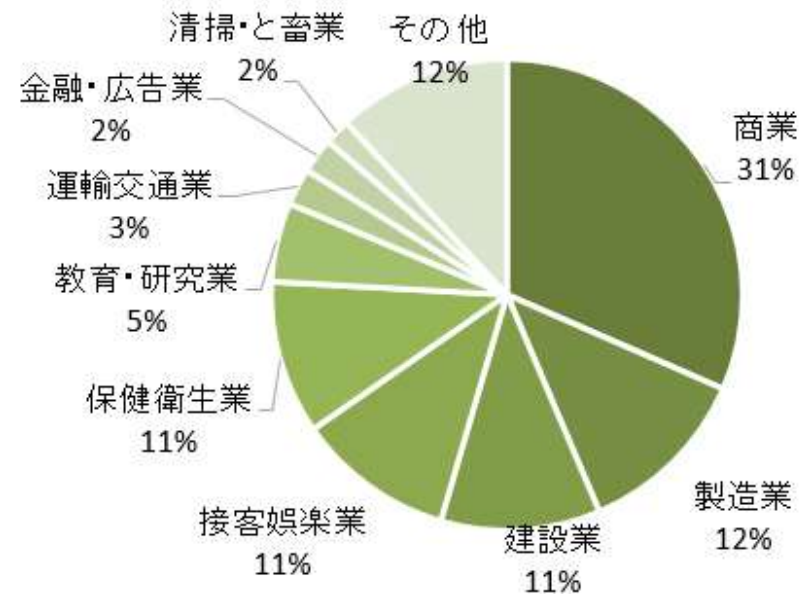

（令和3年経済センサス活動調査）

2　管内の労働災害発生状況

令和6年に発生した休業4日以上の死傷災害は451人となり、前年から25人の増加（5.9%増）となりました。

業種別では、製造業が105人（23.3%）、畜産業が102人（22.6%）、小売業が41人（9.1%）、社会福祉施設が40人（8.9%）となっています。製造業で大幅に増加しましたが、建設業では前年の48人から29人と大きく減少しました。死亡災害は3人となっています。

事故の型別では、転倒が113人（25.1%）で最も多く、動作の反動（無理な動作）90人（20.0%）、墜落・転落70人（15.5%）の順に多くなっています。

業種別労働災害発生状況（龍ヶ崎署）

業種		6年 死亡	6年 休業	5年 死亡	5年 休業	同期比 死亡	同期比 休業
製造業	食料品		32		25		7
	木材・木製品		1				1
	化学工業		23		16		7
	金属製品		9		13		-4
	一般・電気・輸送用機械		14		11		3
	その他		26		19		7
	小　計		105		84		21
建設業	土木工事	1	6		17	1	-11
	建築工事（木造除く）		10		22		-12
	木造建築工事		6		2		4
	その他の工事	1	7		7	1	
	小　計	2	29		48	2	-19
陸上貨物運送事業			34		30		4
畜産業			102		102		
小売業			41		29		12
社会福祉施設			40		34		6
その他		1	100	1	99		1
計		3	451	1	426	2	25

死亡災害が急増

当署管内で、令和6年に3人の死亡災害が発生しました。本年（令和7年）もすでに１人の死亡災害が発生しています。

事故はいつ起きるかわかりません。「大丈夫だろう」から「起きるかもしれない」という考えに立ち、今一度、作業場の安全対策や作業方法について点検、見直しをお願いします。

当署管内でも**熱中症**による死亡災害が発生

全国の熱中症の死亡災害**30人**のうち、**3人**は茨城県内で発生しました。 そのうち**１人**は当署管内で令和6年7月に発生しました。当日の気温は33.4℃、暑さ指数は31.9℃でした。

本年6月1日に改正安全衛生規則が施行され、現場での「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

安全で健康に働くことができる職場環境の実現のために

第14次労働災害防止推進計画

当署では、茨城労働局第14次労働災害防止推進計画に基づき、計画を策定しています。令和7年度はその中間年となります。当該計画に基づき、取り組むべき目標をアウトプット指標として定めています。死亡災害について2022年と比較して2027年に死亡災害を5%以上減少すること、死傷災害について2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027年までに減少に転ずることを目標としています。

○美浦トレーニングセンター及び競走馬育成牧場等における労働災害防止対策（当署独自の重点対策）
- ・競走馬の調教等の際に保護具の着用や基本動作の徹底を継続的に実施していく。

○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・転倒災害に取り組む事業場を50%以上とする。
- ・卸小売業、医療福祉の事業場での正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。
- ・介護看護作業において、ノーリフトケアを導入する事業場を80%とする。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・「高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢者の安全衛生確保の取組を実施する事業場を50%以上とする。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・翻訳された教材を用いる等外国人労働者にわかりやすい方法で労働災害防止の教育を行う事業場を50%以上とする。

○業種別の労働災害防止対策の推進
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とする。
- ・墜落・転落の防止に関するリスクアセスメントを行う建設業の事業場を85%以上とする。
- ・機械の挟まれ・巻き込まれ防止対策に取り組む事業場を60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ・危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施等の割合をそれぞれ80%以上とする。

○労働者の健康確保対策の推進
- ・メンタルヘルス対策、ストレスチェックの実施事業場をそれぞれ80%、50%以上とする。
- ・有給休暇の取得率を70%以上、勤務間インターバルの導入率を15%以上とする。

働き方改革の推進と賃上げ支援

①令和６年４月から働き方改革関連法が完全施行され、建設業、自動車運転者、医業に従事する医師等について、時間外労働の上限規制が適用が開始となり１年が経過しました。監督署の労働時間相談・支援班による説明会の開催や個別訪問のほか、働き方改革推進支援セン ターによる中小規模の事業場に対する個別支援、医業については医療勤務環境改善支援センターによる支援を通じて、企業の取り組みを支援します。

②長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止のため、長時間労働が疑われる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施します。

③大幅な賃金の引上げによって影響を受ける中小企業が賃上げに取り組む環境を整備することが重要です。企業が賃上げに取り組む目的や方法は多様であり、ニーズに沿った助成金を利用できるよう、賃上げ支援助成金パッケージを通じて、生産性の向上に資する業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金などの周知・活用を図っていきます。

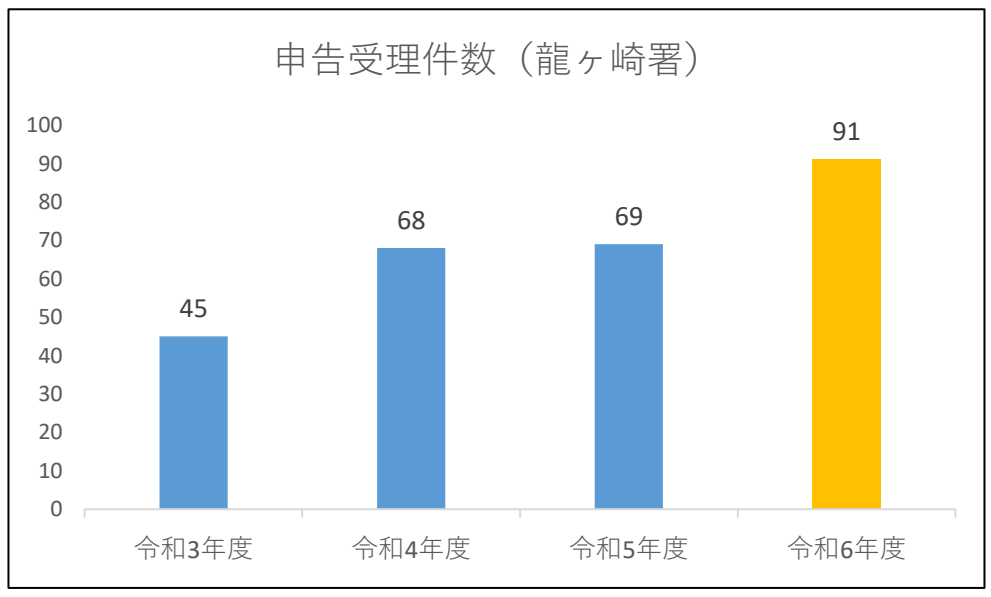

労災保険給付の迅速・適正な処理

①労災保険給付の請求について迅速な事務処理を行います。特に過労死等事案をはじめ複雑困難事案は認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を推進します。

②労災保険の窓口業務について、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡を実施します。

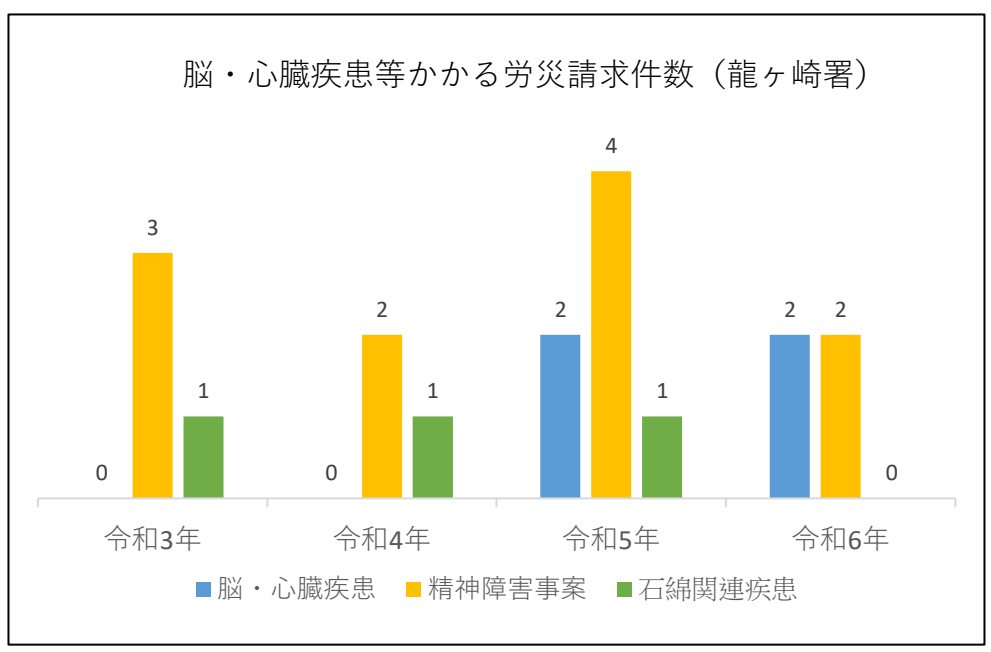

龍ヶ崎労働基準監督署　　龍ケ崎市川原代町４区6336-1
ＴＥＬ　0297-62-3331